



学校HPはこちら

1 山梨県の最低賃金について

山梨県の最低賃金が988円に変わりました。

最低賃金とは、働く人が最低限もらうべき時給の基準であり、国や都道府県ごとに設定されており、この賃金未滿で働かせることは法律で禁止されています。

令和5年度の最低賃金は938円でしたが、令和6年10月からは「50円」増の988円となっています。

この「50円」の引き上げ額（引き上げ率5.53%）は、中央最低賃金審議会の「令和6年度地域別最低賃金改定の目安について（答申）」において示された引き上げ額の目安額「50円」（Bランク）と同額で、引き上げ額、引き上げ率ともに最低賃金が時間額単独になった平成14年度以降、最大となります。

最低賃金が引き上げられると・・・

メリット

- 収入が増える** 働く人たちの給料が上がるので、生活が少し楽になります。例えば、アルバイトをしている人も多くのお金をもらえるようになります。
- 貧困の改善** 低い収入で生活している人たちが少しでも豊かになることで、貧困問題の改善につながります。
- 消費の増加** 収入が増えると物やサービスに使うお金も増えるので、経済が活発になります。

デメリット

- 企業の負担増** 企業は従業員に支払う給料が増えるため、コストが上がります。特に小さな会社やお店にとっては大きな負担になることがあります。
- 雇用の減少** 企業がコストを抑えるために、従業員の数を減らしたり、アルバイトの時間を短くしたりすることがあります。
- 物価の上昇** 企業がコストをカバーするために、商品の価格を上げることがあり、結果的に物価が上がる場合があります。

年	最低賃金 (円)	増加額 (円)
2020	838	1
2021	866	28
2022	898	32
2023	938	40
2024	988	50

過去5年間の山梨県の最低賃金の推移です。

年々、少しずつ引き上げられていることが分かります。

2 各学年の進路の学び

- #1年 第3期現場実習 初めての単独実習に取り組みました。この経験を今後の学習でいかします。
- #2年 エントリーシート 進路面談に向けて、自分の希望をまとめたエントリーシートを作成していきます。
- #3年 進路決定 卒業後の生活に向けての学習や準備を進めています。